

指定居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 指定年月日 平成12年7月19日(鳥取県指令 第3171600178号)
- (3) 事業所の目的
要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (4) 事業所の運営方針
利用者の心身の状況や生活環境等をふまえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業や、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。
- (5) 事業所の名称 日野病院居宅介護支援事業所
- (6) 事業所の所在地 鳥取県日野郡日野町野田332番地
- (7) 電話番号 0859-72-2723
- (8) 代表者氏名 管理者 桑 原 理 沙
- (9) 通常の事業の実施地域
日野町、江府町、伯耆町、日南町、南部町、岡山県新見市、岡山県新庄村
- (10) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～金曜日
(祝日・8月14日～8月15日・12月29日～1月3日は休業)
営業時間 午前8時30分～午後5時15分

2. 事業所の職員体制

- | | |
|-----------|-------------------|
| 管理者 | 1名(兼務) |
| 主任介護支援専門員 | 2名 |
| 介護支援専門員 | 0名 |
| 事務職員 | 1名(併設の訪問看護事業所と兼務) |

3. サービスの提供方法及び内容

(1) 利用申込み受付と契約の締結

利用申込みに契約書と重要事項説明書を交付、説明し同意を得たうえで、契約を締結します。

(2) アセスメントの実施

利用者の住まいを訪問し、心身の状態、おかれている環境を把握し、支援ニーズの特定および課題の把握を行います。

(3) 居宅サービス計画書原案の作成

アセスメント結果を基に、利用者及び家族等の希望をふまえ、居宅サービス計画（ケアプラン）原案を作成します。

(4) サービス担当者会議

居宅サービス計画書原案作成後に、利用者等とサービス担当者会議を開催し、各サービス担当者間で共通認識を図ります。

(5) 居宅サービス計画書の交付

利用者及び家族等に同意を得られた居宅サービス計画書は、利用者、サービス担当者に交付します。

(6) モニタリング

1ヶ月に1回は、利用者の住まいを訪問し、新たな課題が生じていないか、居宅サービス計画に基づくサービス提供がなされているか確認します。また利用者及び家族等や居宅サービス提供者等との連絡調整を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

(7) 給付管理業務

利用者の前月における介護保険サービスの利用実績を確認した後、給付管理票を作成し、鳥取県国民健康保険団体連合会に提出します。

(8) 相談業務

- ①利用者やサービス事業者からの連絡に随時対応し、計画変更の必要がある場合には速やかに対応します。
- ②居宅介護支援及びサービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- ③必要に応じ要介護認定の申請についてお手伝いします。
- ④介護保険施設に入所を希望される場合、そのための情報の提供を行います。

4. 利用料及びその他の費用

(1) 利用料

居宅介護支援の費用は全額保険給付の対象となるため、負担金はありません。

(2) 交通費

実施地域内	無料
実施地域外	300円／1回（往復）

5. 各種公的負担等の証書について

利用者の介護保険証・負担割合証、健康保険証、後期高齢者医療受給者証、各種認定証（障害者手帳及び特別医療費受給者証、難病・特定疾患・原爆等の公費負担医療制度の受給者証など）を提示いただき、利用される予定のサービスの利用料負担を確認します。

尚、保険証等に更新変更等がありました場合は、必ず速やかにご連絡下さい。

6. 質の高いマネジメントの提供について

- (1) 居宅介護支援は利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。また居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等選定の理由について、求めにより説明を行います。
- (2) 当事業所の過去6ヶ月に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について、求めにより説明を行います。

7. 居宅介護支援内容に関する苦情・相談

- (1) 当事業所における苦情相談窓口は、次のとおりです。
苦情相談受付担当者：管理者 桑原 理沙
電話番号：0859-72-2723（午前8時30分～午後5時15分）
- (2) 当事業所以外に、下記の機関にも苦情や相談をすることができます。

鳥取県国民健康保険団体連合会	0857-20-2100
日野町健康福祉課	0859-72-0334
江府町地域包括支援センター	0859-75-6111
伯耆町健康対策課	0859-68-5534
日南町福祉保健課	0859-82-0374
南部町健康福祉課	0859-66-5524
新見市福祉部高齢者支援課	0867-72-6125
新庄村住民福祉課	0867-56-2646

8. 秘密の保持について

- (1) サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

9. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 使用目的
 - ①介護サービスの利用にあたって、利用者の状態や家族の状況を把握するために必要な場合、サービス事業所との連絡調整のために必要な場合等。
 - ②医師や看護師等医療機関との連絡調整、介護保険施設入所時の際の情報提供、学生等の実習や研修への協力等において必要な場合等。

10. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実地等の担当者を取り決めます。サービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 1. 身体拘束の適正化

- (1) 介護支援専門員は、利用者または家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。
- (2) 介護支援専門員は、身体的拘束等を行う場合はその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生やまん延を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修会の参加、訓練の実施を行います。

1 3. ハラスメントへの取り組み

- (1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及び家族等、その他関係者が、当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 4. 主治医及び医療機関等との連携

利用者の主治医又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為に、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのため入院、受診時等には、事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。(医療保険証、お薬手帳等に当事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いいたします。)

1 5. 事業継続計画の策定について

- (1) 感染症や災害発生時において、業務を継続、または早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

日野病院居宅介護支援事業所

説明者 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、内容を確認し同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人 住所 _____

氏名 _____ (印)